

香芝市後援等名義使用承認取扱要綱

最終改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市以外のものが行う事業等について、香芝市の後援又は協賛(以下「後援等」という。)の名義使用を承認することに関し必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 名義使用の承認は、次に定める基準によるものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 主催者についての承認基準

- イ 主催者の存在が明確で、責任の所在が明らかであること。
- ロ 政治、宗教、暴力的目的を有していないこと。

(2) 事業内容についての承認基準

- イ 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。
- ロ 営利、勧誘、宣伝、売名行為その他特定の団体又は個人の利益を目的としないこと。
- ハ 教育、文化、学術及び福祉等の向上に寄与する等の公益性を有していること。
- ニ 原則として全市的な規模又はそれ以上の規模で、幅広い参加が期待される事業内容であること。

(3) その他の審査基準

- イ 原則として参加者等から金銭を徴収しないものであること(主催者が事業収益の相当額を寄附するために行う場合又は資料代等の必要最小限の実費相当額を徴収する場合を除く。)
- ロ 事業の実施に際し、契約、金品の寄附、援助、事業参加等を強要しないこと。
- ハ 事業に伴う災害防止、公衆衛生その他安全対策が十分に講じられていること。
- ニ 事業の参加者の参加条件、参加料等について、公平に取り扱われていること。
- ホ 過去に名義使用の承認をしたものについては、承認条件を履行していること。

(承認申請)

第3条 後援等名義使用承認の申請をしようとするものは、香芝市後援等名義使用承認申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、原則として開催日の1箇月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、名簿その他事業を実施する団体の概要が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(承認の決定等)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、第2条に規定する承認基準に基づき審査し、承認するときは、香芝市後援等名義使用承認決定通知書(第2号様式)により、承認することが適当でないと認めるときは、香芝市後援等名義使用不承認決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(事業計画の変更)

第5条 後援等名義を使用する事業の主催者は、事業計画に変更が生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第6条 第4条の承認を受けたものは、事業の終了後速やかに香芝市後援等名義使用事業実績報告書(第4号様式)に決算書その他市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、後援等名義使用の承認を取り消すことができる。この場合において、市は、取消しにより生ずる損害について一切責任を負わない。

- (1) 偽りその他不正の手段により後援等名義使用の承認を受けたとき。
- (2) 第2条に規定する承認基準に違反して事業を行い、又は行うおそれのあるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。